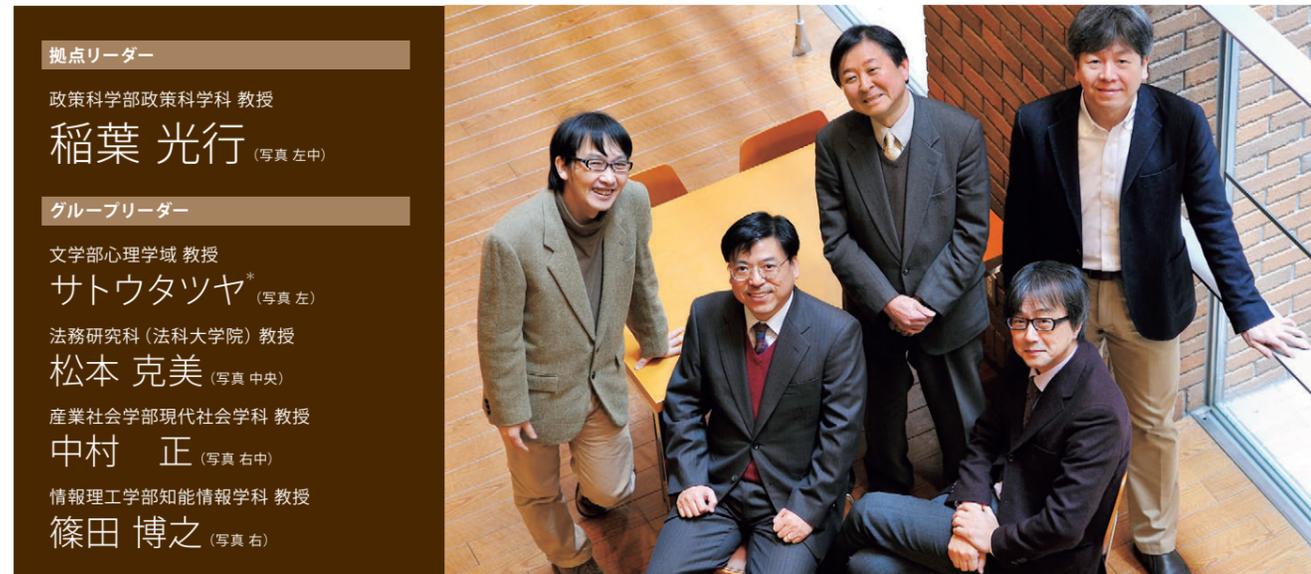


法心理・司法臨床センター



拠点リーダー

政策科学部政策科学科 教授

稲葉 光行 (写真 左中)

グループリーダー

文学部心理学域 教授

サトウタツヤ* (写真 左)

法務研究科(法科大学院) 教授

松本 克美 (写真 中央)

産業社会学部現代社会学科 教授

中村 正 (写真 右中)

情報理工学部知能情報学科 教授

篠田 博之 (写真 右)

*佐藤達哉(「サトウタツヤ」名で研究・執筆活動を展開)

「総合的なワンストップサービス」で司法をめぐる難題を解決する

サイバー犯罪の出現、裁判員裁判といった現状に則して司法制度の継続的な見直しが不可欠

公正な裁判による正義の実現は、現代においても極めて難しい課題です。犯罪の低年齢化や凶悪化が指摘され、厳罰化を求める傾向が強まる一方で、サイバー犯罪などの新しい犯罪や手法の出現、冤罪事件や捜査における不祥事も後を絶ちません。また開始後3年半が経過した裁判員裁判については、評価・改善を経て日本社会に根づかせる努力が必要となっています。こうした中で、諸外国と比べて立ち遅れている点がしばしば指摘される日本の司法の制度や枠組みを見直していくことは、怠ることのできない重要な責務です。本研究拠点では我が国初の「法心理・司法臨床センター」を設立し、公正な裁判の支援、司法被害者へのサポート、加害者臨床、法教育といった司法に関わる数々の取り組みを「総合的にワンストップサービスで」提供することを目指しています。例えば被害者支援や加害者の更生、犯罪の抑止などと対峙するには、法だけでなく、心理学や社会制度など多様な領域に関わる必要がありますが、現実には別々の専門機関に委ねられているのが実情です。それらを一元化することでこれまで解決の難しかった課題に挑むところに本研究拠点の新規性があります。法学、心理学、社会学、理学、工学など多分野の研究者に加え、法や心理に関わる実践家、企業や海外の研究機関なども連携し、我が国の実情に則した司法のあり方や法サービスを追求します。

法心理・司法臨床センターを中核に裁判や司法制度への活用を視野に入れた研究を推進

本研究拠点では法心理・司法臨床センターを中核に据え、我が国の司法制度や法的支援において特に解決の急がれる課題に取り組むために5つの

グループを設定し、研究を進めていきます。

まずサトウタツヤグループでは、法心理の理論を構築するための原理的研究を行っています。法と心理学が密接に関わる重要性は以前から認識されてきましたが、両者の研究・教育手法がまったく異なるために十分発達してこなかった現状があります。本グループでは、理論の確立を含めて両者を融合させる方法論を探求します。そのために法思想史、法制史をひも解き、心理学史と統合させた新しい学術分野として「法心理思想史」の開拓を進めています。思想の変遷を辿りながら人間理解に基づいた法のあり方を模索し、司法臨床の基盤となる法心理の理論構築へと結びつけます。

稲葉グループでは、近年司法の場にも導入されつつある情報技術や情報メディアに着目します。中でも裁判員裁判において適正な判断を阻害する要因や人間が惑わされやすいさまざまなバイアスについて検討し、公正な判断を下すための支援技術の開発に取り組んでいます。一つにはマスコミなどを介した公判前報道が起こす新たな課題を検証し、その対策法を検討しています。二つ目には取調べ場面の録音・録画による「取調室の可視化」がもたらす新たな課題についても研究し、「公正な取り調べの可視化」の手法を探っています。また本グループでは膨大な供述調書の内容の変遷を三次元に視覚化する「三次元情報提示システム」の開発に成功しました。今後弁護士や企業などの協力を得て自信の信ぴょう性を判断する材料となる情報視覚化技術を確立し、実用化を目指します。

松本グループでは、主に性犯罪や虐待の被害者に対する多角的な支援について検討しています。性犯罪や虐待の被害者は複雑な被害状況や心理的被害の特性によって、法的、心理的、制度的に多様な組織、専門家による総合的な支援が求められます。そうした被害特性に則した取り組みの一つとして、PTSDの時効に関する法整理を進めています。また立命館大学法科大学院で実施されている「リーガルクリニック」の実績を検討し、当事者へ



(2013年3月末現在)

の心理的、福祉的支援を含めた法的支援のあり方を模索しています。これらの知見を結集し、犯罪被害者の生命、生活、人生を含めた支援を実現できる「立命館モデル」の確立につなげます。

一方中村グループでは、加害者への処遇に焦点を当て「加害者を生まない社会」の実現を模索しています。その一つとして少年、累犯障がい者、性犯罪者などの主体別に更生や社会復帰の道筋を検討し、各々にふさわしい社会復帰プログラム、人材育成プログラムの開発に取り組みます。また罰ではなく教育刑を重視する傾向が強く、修復的・治療的司法が発達している海外の取り組みにも目を向けます。オーストラリアにおける罪を犯した障がい者への支援制度、カナダの問題解決型裁判所、韓国の人性教育プログラムといった先進的事例を検討し、日本への導入の余地を探ります。こうした研究を通じて、教育による矯正、司法福祉といった新しい司法のあり方を日本社会に提示したいと考えています。

篠田グループでは、視覚化や供述に関する鑑定技術について研究しています。悪条件下での視覚化を調査し、錯誤を引き起こす条件を明らかにするなど、犯人識別に関する供述、目撃証言の信ぴょう性について心理学的に検討します。その成果をもとに法理論と心理学の鑑定技術を融合させた新しい心理学鑑定の理論を構築するとともに、心理学的鑑定利用のガイドラインを策定することを目指しています。

以上の研究はいずれも現実の裁判や司法制度への活用を視野に入れて

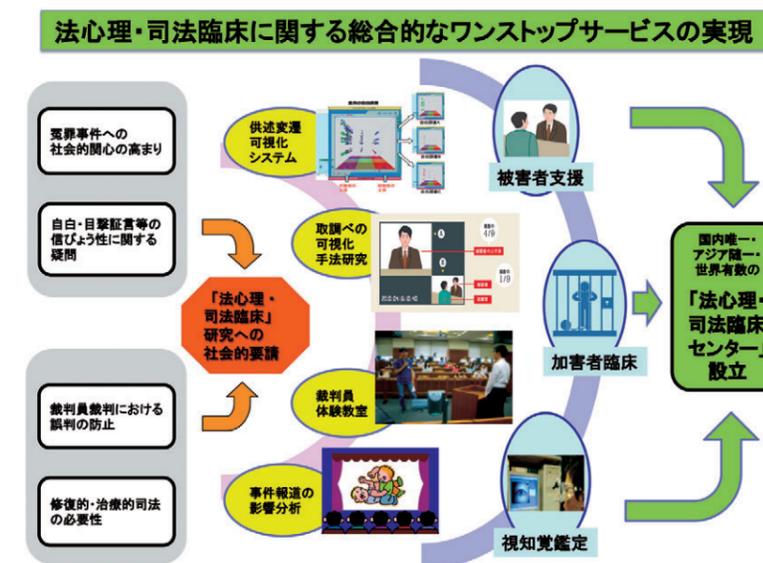
進められます。各研究成果を結集するとともに、法や心理に関わる専門機関や企業や海外の研究機関の知見も取り入れ、法心理・司法臨床センターにおける総合的なワンストップサービスの確立に生かしていきます。

法心理・司法臨床センターを名実ともに完成させ公正・公平な司法の実現に貢献する

2015年度には法心理・司法臨床センターを名実ともに完成させることが本研究拠点の一つの到達目標です。卓越した研究を推進するとともに、これからの社会に求められる新しい司法概念を創出し、日本社会に根づかせていくことも役割と任じています。そのためオーストラリアやカナダ、ニュージーランドなどの先進事例を研究するとともに、思想や文化に共通点の多いアジアの国々とも連携を深め、アジア・環太平洋ならではの法心理や司法臨床のあり方を探究します。また若手の人材育成にも注力します。拠点での活動を通じて「現場感覚」「国際性」「学際的な視点」を持った研究者、さらには法心理に関わる実務家を育てます。

「法を通じた正義の実現」は世界の人々共通の目標であり、願いでしょう。本研究拠点を通じて公正・公平な司法の基盤となる社会的な技術や概念を創造し、深い人間理解に基づいた「人間らしい法」によって人間生活が守られる社会の実現を目指していきます。

■ 本研究拠点が目指す成果イメージ図



昨年本学で実施した模擬裁判の様子。一般の中学生に裁判員として参加してもらい、評議を体験することで、刑事裁判の仕組みや内容、その意義について学ぶ機会を提供した。

Contact
立命館大学 研究部 リサーチオフィス (衣笠) 075-465-8224 (平日9:00~17:30)
本研究拠点URL : http://www.lawpsych.org/